

南和広域医療企業団
令和4年第2回総務委員会

開 催 日

令和4年10月28日

南和広域医療企業団議会 令和4年第2回総務委員会

目 次

○出席委員.....	1
○欠席委員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○開会宣告.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○委員会出席要請確認.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託議案について	
(1) 認第1号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計決算に ついて.....	4
(2) 議第7号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予 算(第2号)について.....	18
(3) 議第8号 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例について.....	20
(4) 報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報 告について.....	21
○2. 報告事項	
(1) 令和4年度診療状況について.....	4
○3. その他.....	23
○閉会宣告.....	24
○署名委員.....	25

南和広域医療企業団議会 令和4年第2回総務委員会会議録

令和4年10月28日（金）午後2時11分開会

午後3時24分閉会

出席委員（13名）

委員長	銭谷春樹	副委員長	北マユ美
委員	秋本登志嗣	委員	藤富美恵子
委員	藤本昌義	委員	松田哲子
委員	脇坂博	委員	別所誠司
委員	小西規夫	委員	和田晃裕
委員	玉岡紀生	委員	松本博行
委員	大丸仁志		

欠席議員（0名）

傍聴者（5名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長	杉山孝	副企業長	園田正行
副企業長	松本昌美	事務局次長	大西和徳
人事課長	米田悟	財務課主幹	高橋修一
施設用度課長	辻村早希子	経営管理課長	中西哲也
医事課長	和田光司		

（吉野病院）

事務長 大谷保

（五條病院）

事務長 佐々岡正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡	眞	啓	書	記	安	満	英	之	
書	記	辻	井	康	雄	書	記	成	田	篤

◎開会宣言

○銭谷委員長

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により、公開としていますので、傍聴を許可することをご了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は全て着座のまま行っていただきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

藤本委員、脇坂委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、説明のため当委員会に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、「1. 付託議案について」、「2. 報告事項について」、「3. その他」の順に理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 認第1号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計 決算について

2. 報告事項について

(1) 令和4年度診療状況について

○ 銭谷委員長

初めに、「1. 付託議案について」、審議を進めます。

認第1号、「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」を議題としますが、関連する次第の「2. 報告事項について」の「(1) 令和4年度診療状況について」も、併せて理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○ 園田副企業長

それでは、委員長からご配慮いただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

認第1号、「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」の説明と、報告事項「令和4年度診療状況について」、報告をさせていただきます。

A3判横の桃色の「令和4年第2回定例会議案説明資料」と書いた資料をお願いいたします。

おめくりいただきまして、1ページでございます。

決算の概要でございまして、青色の枠囲みの中をご覧くださいんですけども、令和3年度の純利益が19億2,100万円ということで、大変大きな黒字になってございます。

医業収支、経常収支とも、前年度と比較をして大きく改善しております。

その主な要因でございまして、青枠の下に記載をしておりますが、大きく3点だと思っております。まず1点目が、入院収益と外来収益の増加でございまして、新型コロナウイルス感染症への対応などで、診療単価が高い水準で推移をしたというふうに考えています。

それから2つ目ですけれども、コロナ関連の補助金が増加したということで、コロナの専用病床を最大で44床確保しておりますので、それに対する補助金が増加をしたということでございます。

それから3つ目、長期前受金と申しまして、病院を建設したときに頂いた補助金と、起債の償還に対する負担金を市町村のほうから頂いているわけですが、既に減価償却が終わっている額まで、今回追加をして収益化の処理をしております。

右側の中ほどに、イメージ図を記載しておりますけれども、この処理をやりましたことで、毎年の決算が実際の財務状況を反映する形になります。令和4年度から新しい中期計画期間が始まっておりますので、令和3年度末のこのタイミングでこのような会計処理をいたしました。

以上のようなことが大きな要因というふうに考えております。

次に、資料の右側の下に、累積収支の推移と書いた棒グラフがございます。こちらをご覧くださいますと、この決算の結果、令和2年度末までに累積欠損が9億6,800万円あったわけですが、それを解消しまして、繰越利益剰余金が9億5,300万円発生するという状況になってございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページは、病院別の決算の状況でございまして、3病院ともに医業収支、経常収支が改善したという状況になってございます。

また、おめくりいただきまして、今度は3ページをお願いいたします。

3ページは、新型コロナウイルス感染症等の特殊事情がなかったとしたらということで、試算をしております。令和3年度の決算は大変良かったということになりますが、今申し上げましたように、特殊な要因が含まれており、コロナの病床確保補助金であるとか、長期前受金の会計処理があるため、令和3年度に限って収益が大きく膨らんだというふうに考えることもできるわけなので、こういった特殊な要因を除き、さらにコロナ対応がなくて、通常の診療ができていたとしたら、企業団の実力というのはどうなのかということを試算しております。

試算の結果、経常収支としては、約9,700万円ということで、通常の病院経営でも黒字経営ができていたのではないかと考えております。

コメントのところにも記載をしておりますが、今後この地域は過疎化の進展であったり、それから医師の働き方改革ということで、収益環境が非常に厳しくなっていくわけですが

れども、その一方、費用面は5年単位で30億円規模の設備更新というのが必要であり、これにかかる財源捻出であるとか、費用の負担をどうするのかということが大きな課題になっていたわけですが、今回、県と構成市町村とで議論を重ねました結果、県から追加支援をいただける見込みとなっております。

令和4年度から始まっている5年間の設備更新の計画、約33億円あるわけですが、これに対しまして、県のほうから総額で5億円規模の追加支援がいただける予定となっております。

また詳しくは次の2月議会、令和5年度予算の際に説明をさせていただこうと思っております。

この資料についてはここまでございまして、おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページは、南奈良総合医療センターについての客観的な評価ということで、類似する病院と比較した資料でございます。これは総務省が公表しているデータを用いまして、不採算地区にある中核病院ということで、一般病床が200床から300床の病院、すなわち企業団の基幹病院である南奈良総合医療センターと同種同等の病院と比較をしたという資料になっています。

全国で24病院ほどございまして、近隣ですと近くの橋本市民病院が300床になってはいますけれども、含まれております。

表は、赤色が南奈良総合医療センターで、黒色が平均というふうになっています。これらのデータは、コロナ前の令和元年度のデータを使わせていただいております。

まず左上、経常収支比率ですが、24病院中、第7位になっています。それから下の段にまいりまして他会計繰入金の状態ですが、他会計から繰り入れてもらっている金額は平均をやや上回っているような状況ですが、その横の経常収益に占める割合は7.0%ということで、全国平均を下回っているような状況です。

右端のグラフですが、経常収益から、こういった他会計から繰り入れてもらっている金額を除いた経常収支比率というのを見ると93.1%ということで、順位が一つ上がって第6位というような状況です。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページの左上に医業収支比率というのがありますけれども、こちらは全国平均を下回っております。これは病院ができてから、時間がさほど経過しておりませんので、多額の減価償却が原因というふうに考えております。

その右横ですけれども、医業収益の総額につきましては上から第5位ということで、特にお伝えをしたいところでして、この医業収益につきましては、300床規模の病院で棒グラフが青色になっておりますけれども、これは7対1看護といわれる、より診療単価の高い看護をやっているような病院とほぼ同じぐらいの医業収益を確保しているというふうにご理解いただければと思っております。

南奈良総合医療センターは232床ですけれども、300床規模の病院とほぼ同じぐらいの収益を稼いでいるというふうになっております。

また下の段、左下の表ですけれど、職員一人当たりの医業収益に直しますと、第4位と大変高い水準にあるというふうに考えております。

その右隣に、病床数と医業収益の相関、それと職員数と医業収益の相関を表したグラフを記載しておりますけれども、赤字でコメントをしておりますように、比較的少ない上昇ですけれども、医業収益が大変高いというふうに考えておりまして、効率の良い経営をさせていただいていると考えております。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページは、収益に関する指標でございますけれども、左上に、病床稼働率というのがありまして、こちらは97.0%と大変高い率を維持しておりまして、これが効率的な経営の要因であるというふうに考えています。

ただその反面、ベッドが満床ということで、時には救急をお断りする原因の一つにもなっているというふうに考えています。

それから患者1人1日あたりの収益でございますけれども、真ん中が入院収益で右側が外来収益です。外来収益は平均を大きく下回っているわけですけれども、幾つかの病院にお聞きしたところ、例えば癌の化学療法をやっているような病院だと高額な医薬品を使いますので、その影響で単価が高くなるというようなこともお聞きしております。

それから、下の段にまいりまして、費用に関する指標ということになりますけれども、左から材料費、真ん中が職員給与費で、右端が経費ということで、それぞれ医業収益に対する比率というのを表したものです。いずれも全国平均を下回っているような状況になっておりますので、引き続き合理的な経営に努めてまいりたいというふうに思っております。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページは、「南奈良総合医療センターのD P C機能評価係数Ⅱについて」と、ちょっと小難しいタイトルになっておりますけども、こちらは南奈良総合医療センターについての客観的な評価の一つということで、診療報酬の制度におきまして、医療機関として担うべき役割であったり、機能が数値化されたものが毎年度厚生労働省のほうで公表されております。これがD P C機能評価係数Ⅱといわれるものですが、この数字によって、病院の頑張っている度合いみたいなことが評価できると言われております。

これによりますと、奈良県立医科大学附属病院であったり、奈良県総合医療センターとか天理よろず 병원とは違うグループになるわけですが、県内の類似病院、20病院の中では第1位ということになり、また全国では1,501の類似する病院があるわけですが、その中でも第33位ということで、大変高い評価をいただいているというふうに考えております。

おめくりいただきまして、8ページからですが、8ページから12ページまでは病院別の細かな診療指標であったり、経営指標になっておりますので、また後ほどご参考いただければというふうに思っております。

令和3年度の決算につきましては以上のおりでございます、併せまして昨年度の8月末までの診療状況について説明をさせていただきたいと思っております。

こちらはA3判横の水色の資料、「議案補足説明資料」というのをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。水色の資料になっております。

それでは、令和4年度の診療状況について議案の補足説明資料ということで、水色の資料で説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページですが、入院医療の状況でございます。上段の左側が南奈良総合医療センターの入院患者数の推移となっております。赤色の線が2022年ということで、令和4年度の状況になっております。灰色の線がコロナ前の令和元年度になっておりまして、これを下回る状況が続いておりますが、青色の線になりますけども、昨年度の5月から10月までのように1つの病棟を閉鎖するという事態にまで至っておりませんので、入院患者数としては昨年度よりも増加をしているという状況でございます。

隣の棒グラフは診療単価でございます、依然として高い水準が続いているというふうに考えております。

それから下の段、一番下ですけれども、五條病院の入院患者数につきましては、5月から病床を7床増やしております、ご覧のとおり入院患者数が増えているという状況になっております。

それからおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページは、外来医療の状況になっております。上段の南奈良総合医療センターと、それからの下段の五條病院の患者数ですけれども、こちらにつきましては、発熱外来患者が増加しておりますので、それに伴いまして、赤色の線でございますけれども、今年度の患者数が増えているという状況です。

右隣の棒グラフですが、縦の棒グラフが診療単価、横の棒グラフは初診患者数というふうになりますけれども、3病院とも増えているというような状況です。

それから、おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページ、一番上の枠囲みの中ですけれども、本年8月末までの状況でございますが、7,016人の患者を受入れているという状況です。

このうち、青矢印の下に5,450人と書いておりますように南和地域にお住まいの方を5,450人受入れているという状況でございます、その下に記載しておりますが前年度の同じ期間と比べて、1,126人、約26%増加しているという状況でございます。こちらは発熱外来患者の増加による影響というふうに考えております。

それから、ドクターヘリによる受入についてですが、こちらについては8月末までに全体で41人、赤丸ですけれども、25人が南和地域の患者ということでございます。

おめくりいただきまして、今度は4ページをお願いいたします。

救急搬送の状況でございます。上のほうの枠囲みをご覧くださいなんですけれども、南和地域での救急搬送件数は、8月末までで2,013件ございまして、そのうち南奈良総合医療センターで受入要請がございましたのは1,480件、これに対しまして受入れいたしましたのが1,318件です。その割合が89.1%と、これが応需率ということになります。

右上のほうに、赤丸で応需率の推移を記載しておりますけれども、応需率につきましては、以前から90%前後で推移をしております、令和3年度と今年度ですけれども、90%を少し下回っているという状況です。

受入できなかった事情といたしましては、専門外であるとか、患者への対応あるいは緊急手術で対応が困難であったというほか、先ほども申し上げましたけども、ベッドが満床で受入ができなかったというような事情がございます。

応需率につきましては、少し厳しい状況が続いている反面、下のほうに赤色の丸印で、折れ線グラフを書いておりますけども、こちらは1日当たりの搬送件数ということになりますが、令和3年度は1日当たり9.4件で、今年度は現在のところ10.7件と、1日当たりの搬送件数は増加しているという状況でございます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページは、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入状況でございます。これまで専用病床を最大で44床確保しているところがございますけども、南和地域の患者受入状況につきましては、全期間を通じますと約43%ということになり、第6波以降は約60.6%と約6割まで増加をしているという状況でございます。

それからおめくりいただきまして、最後の6ページでございまして、新型コロナウイルスの発熱外来の状況でございます。

ご覧のとおりでございまして、本年4月以降の第7波といわれる状況の中で、大変多くの患者さんが来院されたという結果になってございます。

多くの患者さんに安心または安全に受診していただけるように、専用の待合いスペースの設置や、ドライブスルーの拡充にも取り組んだところでございます。

令和4年度の診療情報につきましては、以上のとおりでございます。

なお、決算につきましては、A4判縦の「令和4年度第2回定例会提出議案」の1ページ以下に決算と資料、それから41ページ以下に、決算審査にかかる監査委員の意見書を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと存じます。説明につきましては、以上のとおりでございます。

○銭谷委員長

ご苦労さまでした。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

認第1号及び次第の「2. 報告事項」に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

縷々説明を頂き、本当に頑張ってください、後々の参考資料でもありますように、私たちの病院が大変優秀な順位を収めていただいていること、本当に感謝申し上げます。

そこで1点、質問をさせていただきます。議案資料1のところではありますが、当年度の純利益は19億2,100万円ということでございます。この次の先のページでも、このコロナ関係をもし除いたとしたら、病院の収益すなわち当年度の純利益は、3ページにありますけれども、9,700万円というご説明をしていただいたわけでございます。

この純利益を考えた中でも、いかにコロナ関係者の皆様、先生方、看護師の皆様方が本当にご尽力をいただいた結果だと思っております。

そこで、令和3年度当初予算のときに、医業収益を上げるための取組として、リハビリ体制の強化、さらに地域包括ケアシステム、そういった部分に対する機能の強化を図り、令和3年度においては、この医業収益を図っていくと説明をいただいております。

また、条例改正でも、職員の皆様の人数を520名から540名に条例改正も可決させていただきます。

そこで、伺わせていただきます。コロナ関係、入院収益、外来収益のことはよく分かりました。この原因が、特に増加の原因になったということの説明についても、ここの明記の中でよく理解をさせていただきました。

そこで、令和3年度当初予算のときに説明をいただいておりますように、この収益を上げるために、病院としてもさらにいろんなことをしていく中で、リハビリというところに視点を置いていただきまして、しっかりと体制の強化を図っていきながら、この収益の増加に向けて大きな要因としていきたいという説明をいただいておりますが、この視点においてはどのように、この本日の決算ということの中で、どういうふうに総括をされているかお尋ねをいたします。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

今、委員がお尋ねいただきましたように、例えばリハビリであるとか地域包括の取組をすると、令和3年度予算のときに説明をしたわけですが、確かに構成市町村のほうとリハビリ職の派遣であったり、訪問看護ステーションを立ち上げて、それを充実していくということで、いろいろな取組をやっているわけですが、それが直ちに収益に反映したかということ、ちょっと数字を挙げて説明をすることは難しく、今本当にコロナ対応で大

変なときですので、例えば市町村のほうから要望があつて、全てできたのかと言われると、もしかしたらできなかったかも分かりませんが、こういったリハビリをしっかりとやっていくことであつたり、在宅医療を推進していくということは大変大事なことだと思つていきますので、引き続き取り組んでいきたいというふうには考えております。

○北委員

当初予算のときに、この病院事業収益についても、ポイントとして説明をしていただきました。私たち議会のほうにも資料を頂戴しております。

その中で、今回のコロナでのこの収益の増加は大変評価をさせていただくところがございます。

一方で、この関係を除いたときに、9,700万円の収支であるということも説明を頂きました。そして、この令和3年度の当初予算のときに説明を頂いたこのポイントとして、その増収を見込むことであつたりとか、リハビリの体制の強化であつたりとか、先ほど申し上げましたように、そういう関係を見込んだ中で職員の条例改正もしていただいておりますので、総括としてこの取組、ポイントとしてご説明をしていただいておりますこの観点でも触れていただきたかったと考えるところでございます。

そして、令和3年度当初予算のときには、520名というこの職員の皆様方の状況から条例改正を可決し、540名に職員人数を上げさせていただいておりますので、今現在の決算月を迎えまして、私たちのこの企業団の職員数は今現在どのようになっているか、そういう部分も、もし分かりましたらお尋ねさせていただきたいと思つておりますが、もし準備ができていなければ、また後々でも結構ですので、資料等を出していただけたら参考にしたいと思つております。

答弁としては厳しい状況であつたかと思いますが、やはり当初予算のときにそういう体制の強化を図り、また地域包括ケアシステム、訪問もかねて、入院収益、外来収益、その観点のポイントとしてご説明を頂いていたということがありますので、そういう部分をお尋ねさせていただきました。

引き続き、このコロナ関係と共に、訪問看護ということにおいてもお力を頂いておりますし、日頃の診察もあります。このリハビリという部分も大変重要であると思つておりますので、さらにこの強化をまた図っていただいて、また今年度の、次期の決算の折にはそのような状況もご説明いただけたらありがたいと思つております。

何かありましたら答弁を頂きまして、なければ結構です。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

職員数等の細かな数字については、また後日ご説明させていただきたいと思っています。さっきちょっと説明が不足したのか分かりませんが、リハビリの充実であったり、訪問看護ステーションをやっていくことで、当然収益が上がったのかどうか、それを切り分けて説明するというのは難しいと思っていまして、ただ、先ほども資料でご覧いただきましたけれども、南奈良総合医療センターの病床稼働率というのは非常に高いというふうに思っていまして、稼働率を上げようと思ったら、やはり転院ということで、退院先を確保する必要があるわけですが、そういった中で、例えば在宅にお戻りいただくということを進めようと思ったら、やはり在宅のほうでもリハビリができたり、訪問看護を受けられるなど、安心して在宅医療をやっていただけるようにやっていく必要がありますので、そういった意味でも、こういったリハビリの充実であったり、訪問看護を充実していくというのは、今後進めていかないといけないというふうに考えています。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございます。もちろん、この収益の増には、リハビリだけではありません。広く、本当に日常の多様な部分がつながっているかと思っております。

その中で、やはり当初予算のときに説明をいただく資料というものが、私たちの肝としている部分でもございますので、そこにはやはりこのリハビリ体制の強化、そういう設定も含めて、収益的な収支のポイントとしてご説明と、文章で明記をしてくださっておりますので、リハビリだけに特化をする考えではございませんが、そういう文言と説明を頂いていたということで最後に申し上げました。本当にご尽力をいただいていることは大変よく分かっておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

私の方から少し補足させていただきます。

リハビリにつきましては、委員ご指摘のように、地域包括ケアに向けて積極的に取り組

んでおる領域でございます。

お願いしておりましたように、定数増によりまして、リハビリ職員につきますと、リハビリの場合は当然、一人一人がどれだけリハビリができるかという単位数で評価いたしますので、そういった意味では、増員に伴って当然単位数が増えてまいりますので、収益も上がるという形になっております。それが、出来高払いという形でございますので、増収に直結する部門でもございます。

一方で昨年度は、先ほどこちよっとご説明がありましたように、回復期リハビリ病棟を一時休棟いたしました。そういったことで、回復期であるリハビリから、もちろんそこで担当しているリハビリの職員が仕事をしないわけではございませんので、どちらかといいますと、五條病院、吉野病院でのリハビリを増強して、そちらで働いていただいたという経緯がございますので、その分、五條病院、吉野病院の収益が上がっておりまして、その増収分はそのリハビリの効果ということでございます。そういった意味では、企業団全体としてリハビリの人員が増えたことによる増収は十分図っておるということでございますけれども、それぞれの病院によってちょっと収益の計算が若干異なっておりますので、その点では本日データとしてお示しはできておりませんが、毎年その単位数等も含めまして経過を見ておるところでございますので、またデータをお示しできるかと思います。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございました。その職員増、条例改正で540名ということでしたが、本当に職員の皆様、お一人お一人が頑張っておられます。そういう中でプラス20名、そしてその一つにはこの企業団としてのリハビリ体制の強化ということを、令和3年度当初予算の中で一つの肝としてご説明を頂いておりました。

今のお話を聞かせていただいて、先のご返答と併せて納得をさせていただきました。本当に職員さんの増を図ることによって、その専門的な分野も広がり、3病院併せて体制の強化、また単位、それがまた収益につながっていると、この令和3年度の当初予算でお認めさせていただいたことが、この決算にしっかり反映されていると確信をいたしました。ありがとうございます。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はございますか。

松田委員。

○松田委員

7ページの南奈良総合医療センターのDPC機能評価係数の資料において、確かに南奈良総合医療センターは素晴らしい評価を頂いているのかなと思います。

ただ、南和地域のほうでは開業医の先生方がやっぱり高齢化であったりとか、往診してくださる先生方が本当にいなくて、さらに南奈良の在宅医療支援センターの先生方が頑張って在宅診療していただいているところでは、病院ではなく家で医療を受けたいという方々が多く、先生方に救われて、在宅で医療を受けている方がおられます。

そのことについて、今この予算など、決算の資料とかでも見えていますし、評価のほうでも探していますが、在宅医療についての評価的なところ、また決算のところっていうのは、どちらの資料で見せていただいたり、評価していったらいいのか、そこを教えてくださいたらと思いますが、よろしく願いいたします。

訪問看護ステーションは確かにこちらの資料で、決算の資料とかに載っているのを見させていただいております。多分この数字については、これからますますニーズも高くなっていますので、上がっていくことと思っておりますけれど、在宅医療のほうで、先生方が在宅診療に行かれているところの評価として、どのように見せていただいたらいいのかを教えてくださいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

在宅医療に係る統計データということでしょうか。それとも、実績みたいなご説明ということでしょうか。

○松田委員

南奈良総合医療センターのDPC機能評価係数が上がってきているというところはわかりましたが、在宅診療については特に南和のほうは高齢化が進んでおり、過疎化が進んでいる。在宅診療に関わる開業医の先生方も減ってきているというところでは、特にこの部分について南奈良総合医療センターが担っていくところかと思うんですが、その評価というところについては、どこを見せていただいたらいいのかっていうことを教えておいていただけたらと思うんですが。

決算の資料とかでも、見るところはここですか、あと数値的なところでは、このよう

に増えていっていますし、力を入れていますというところがあれば、教えておいていただけたらと思うんですが。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

まず、統計資料で言いますと、11ページに各病院における診療指標の推移というのがありまして、中段のグラフですけれども、訪問診療件数というのが記載させていただいております。件数でいきますと、このような実績になっているということでございます。

ただ、決算額とかについて言いますと、ちょっとこの資料では在宅医療を切り分けてお示ししているところはなかったというふうに理解しております。

○銭谷委員長

松田委員。

○松田委員

そうですね。ここが在宅診療で行かれているところとして評価していったらいいんですね。すみません、ありがとうございます。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員は。

藤本委員。

○藤本委員

藤本です。この資料を拝見させていただいて、多分5ページの病床稼働率の97%について、私にとったら夢みたいな数字なんです。10年ほど前の三室病院では81%とか82%の可動率、確かに90%を超える診療科がありましたけれども、少ない診療科でしたら60%とかで、この97%ということは、どの診療科も本当に高い病床稼働数になっているんだと思います。全体の2位ということで、素晴らしいです。

入院患者一人当たりの収益も、全体の上位で、ましてやその10対1看護の中では2番目と、素晴らしい業績なんですけれども、例えば職員給与費対医業収支比率っていうのは、平均をやや下回っている程度ですし、材料費対医業収益比率も平均レベルとなっています。ということは、ちょっと論点がずれるんですけども、頑張っているっていうことは職員の皆様、医師、看護師、コメディカル、事務職員も含めて、皆さんが物すごく頑張っているということです。頑張ってはほしいんですけども、それで働く人たちにとってかなり負

担となっていないのか、そういうところをちょっと心配したので、お聞きします。

例えば、職員さんの年休とかって、きっちり取れてるんですか。変な話、昔、西和医療センターで年間1,000時間を超える残業の人が、お医者さんが数人もいたんです。そんなんでも頑張り過ぎているというような、そういう形というのはないんでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

まず、今委員がおっしゃっていただいたように、職員は本当に頑張ってくれています。

精一杯やっている結果がこういう高い稼働率とかに表れているというのは間違いないところだと思うんです。

そうすると、それで職員がもつのか、大丈夫なのかというご心配いただいているわけです。ちょっと手元にはないんですけど、例えば年休につきましては、今病院だけじゃなくて、どの事業所も、最低5日は取らないといけないという義務が出ています。それについては、みんな取りましょうということで、100%ではないけど、ほぼほぼ99%以上は、最低5日の年休はもう責任ですので、きちんと取ってもらうということの徹底はできているというのが一つです。

あと、超勤時間につきましては、実際令和6年から医師の働き方改革ということで、医師については猶予期間中なんですけども、今1,000時間とおっしゃいましたが年間960時間は超えてはいけないということなので、実際企業団の中でも、職種ごとに超勤時間が去年トータルでどれだけだったか、今ちょうど半年ですけども、毎月どれくらいかという部分を、皆さんにご確認していただいています。加えて、ある特定の職員に偏っているという部分も一部ありますので、一人に偏らないように、ほかの人に分散するというようなことも取り組みましょうということで、例えば超勤時間が月20時間の人は何人、40時間までの人は何人というようなことを、まさに最近ですけども、委員がおっしゃっていただいたように、職員の負担を軽くするというのを組織として取り込まないといけないという認識を持っておりますので、まずは、みんなでその実態を共有しようというところから始めているところです。

ですから、最後の最後は、先ほど北委員がおっしゃったように、あくまでもサービスの需要がどんどん増えると、労働集約的ですので人を投入しないとイケない。今定数が54

0人で、いたずらに増やすわけにもいきませんが、そこを見極めて、本当に必要な人員は何人なのかということで、最後必要なときには、また説明も申し上げて、こういうことなので定数の見直しをお願いできませんかというようなことも、場合によってはお願いしないといけないのかなということですが、まず申し上げたいのは、今おっしゃっていただいたようなことで、普段も大変ですけど、今そこにコロナがかぶってきて、それで例えば出勤停止の職員がいるときに、患者さんの数が一緒なら、ほかの職員の負荷が当然増えるので、そこはみんなでのぎましようというようなことを、お互いぎりぎりのところでやっているというのが事実です。これはずっとは続かないと思っていますので、その辺は、きちんと絶えず見直しをさせていただきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○銭谷委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

認第1号「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

認第1号については、原案どおり認定することに決しました。

(2) 議第7号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第2号)について

○銭谷委員長

次に、議第7号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第2号)について」、理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、A3判横の桃色の議案説明資料の13ページをお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。13ページでございます、議第7号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について」でございます。

こちらは、修繕費予算の増額をお願いするものでございまして、現在、南奈良総合医療センターに血管造影CT装置という機械を設置してございます。機械の装置の概要を少し説明させていただきますと、これは平成28年度の病院開設の際に導入したものでございまして、X線で体の内部をリアルタイムに透視、撮影をいたしまして、画像診断をしながら、一般的な手術のように、体に大きな傷をつけないで、病気の部分だけピンポイントで治療するという事で、もう少し具体的に申しますと、例えば血管に細かい管、カテーテルと言われるものですが、それを入れまして、病気の部分まで誘導して、抗がん剤などの薬を入れたり、あるいは治療器具を挿入して処置をしたりといった治療の際に用いられる機械でございまして、年間で200件近く実績があるものでございます。

今回、この機械に3つある管球のうちの1つが切れまして、画像が荒くなるという影響が出ておりまして、画像診断しにくくなっているという状況でございます。

このため、管球を交換したいというふうに考えておりますので、修繕費予算の増額を提案するものでございます。

これにつきましては、A4判縦の「令和4年度第2回定例会提出議案」の49ページ以下に、それから補正予算（第2号）の予算書及び予算に関する説明書を添付をしておりますので、またご参照をお願いしたいというふうに思います。

説明につきましては、以上でございます。

○銭谷委員長

ご苦労さまでございます。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第7号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号「令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について」

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第7号については、原案どおり可決することに決しました。

(3) 議第8号 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例について

○銭谷委員長

次に、議第8号「南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、同じ資料の14ページをお願いいたします。

14ページでございますけれども、議第8号「南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、県人事委員会の勧告を受けて、県職員の育児休業等に関する条例というのが改正をされております。社会全体の育児休業制度改正に伴うものでございますけれども、これに準じまして、当企業団職員の育児休業等に関する条例を改正しようとするものです。

改正の概要になりますが、1つ目は、育児休業を取得できる非常勤職員につきましての要件の緩和ということでございます。1年以上在職しているという要件がございましたけれども、これを削除するものです。

2つ目は、非常勤職員につきまして、その子供が出生しましてから8週間以内に育児休業等を取得する場合の要件でございます。職員の任期につきまして、現在は子供が1歳半まで在職する見込みであるというのが要件になっておりましたけれども、改正案では、その期間を短縮するものでございます。

3つ目ですけれども、非常勤職員につきまして、その育児休業を柔軟に規則できるようにする措置でございます。具体的には、育児休業の開始日に関しての取り扱いを変更すると

ということになりますけども、子供が1歳になった以降に育児休業を取得する場合、その育児休業の開始日につきましてですが、現在は1歳、あるいは1歳半の時点に限定をされていたわけですが、その限定をなくしまして、夫婦が交代で育児休業を取りやすくするというふうなことで、柔軟に育児休業を取得できるようにするということです。

それから4つ目ですけども、育児休業を取得しやすい勤務環境を整理するための措置ということで、企業団として、この制度の周知であったり、研修の実施、それから相談体制を整備するといった措置を講じるというものです。

施行期日につきましてですが、県条例が既に10月1日から施行されておりますので、この改正条例が成立しました後に、公布の日から施行をさせていただきたいというふうに考えております。改正案分につきましては、A4判縦の提出議案の63ページ以下に添付しておりますので、ご参照をお願いできればというふうに考えております。

説明は以上です。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第8号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号「南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第8号については、原案どおり可決することに決しました。

(4) 報第1号 南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率 の報告について

○銭谷委員長

次に、報第1号「南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について」、理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、15ページをお願いいたします。

15ページですけれども、「南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について」ということで説明をさせていただきます。

これにつきましては、令和3年度の企業団の決算に伴いまして、地方公共団体の健全化に関する法律というのがありますが、その第22条の規定によりまして、資金不足比率という指標につきまして、議会に報告をさせていただくものでございます。

まず、資金不足比率の概要でございますが、点線枠囲みのところをご覧くださいと思います。資料にも記載をしているとおりでございます。地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率というものを算定いたしまして、その算定結果を監査委員の審査に付して、その意見をつけて議会に報告し、公表することになっているものでございます。

算定の経過につきましては、資料の中ほどに記載をしておりますが、この算定式に決算の数字を当てはめまして、算出するものでございます。

ごく簡単に説明をさせていただきますと、流動負債というのがありまして、流動負債に対しまして流動資産が確保されているのかを見るものでございまして、企業団の場合は流動資産が上回っておりますので、資源不足額の欄にはマイナス32億5,679万8,000円ということになりまして、不足についてマイナスとなっておりますので、算定結果のところにも記載をしておりますけれども、資金の不足は生じていないという結果になりまして、健全な状態であるということでございます。

これにつきましては、A4判縦の提出議案の67ページ以下に、監査委員の報告書と意見を添付しておりますので、ご参照いただければというふうに考えています。

説明につきましては、以上でございます。

○銭谷委員長

ご苦労さまです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

報第1号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

報第1号は、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けましたことにより、報告済みといたします。

◎3. その他

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は挙手をお願いします。

理事者側から何かありませんか。

以上でその他事項の質疑を打ち切ります。

以上もちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議は終了しました。

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面はご容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時 24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和4年10月28日

委 員 長 錢 谷 春 樹

署 名 委 員 藤 本 昌 義

署 名 委 員 脇 坂 博